

2006年JMRC中国・四国ラリーシリーズ 第5戦

第16回
チエリッシュ つちの子ラリー
in にいみ 2006

特別規則書

2006年10月28~29日



チエリッシュ モータースポーツ クラブ

公 示

本競技会は、国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則、ならびにそれに準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則およびその付則、ならびに2006年JMRC中国・四国ラリーシリーズ一般規定と本競技会特別規則書に従ってJAF公認準国内競技として開催される。

本競技会は交通法規の遵守と安全運転を基本理念として、スポーツマンシップに基づく交通道徳の向上および運転技術の習得を目的とし、特に中・上級を対象に企画されたものである。

第1条 競技会の名称

JMRC中国・四国ラリーシリーズ 第5戦 第16回 チェリッシュ つちの子ラリー in にいみ 2006

第2条 競技会の格式

JAF公認準国内競技 (公認 No. 2006-4040)

第3条 競技種目

四輪自動車によるスペシャルステージラリー (中・上級向け)

第4条 オーガナイザー

JAF加盟クラブ チェリッシュモータースポーツクラブ (T.CHERISH)

第5条 大会役員

大 会 会 長	佐 古 信五 (元岡山県議会議員)	大 会 副 会 長	赤 木 ゆうすけ (倉敷市議会議員)
審 査 委 員 長	松 本 昌泰 (JMRC中国審査部会派遣)	審 査 委 員	岸 本 斎 (T.CHERISH)
組 織 委 員 長	金 谷 健二 (T.CHERISH)	組 織 委 員	椎 葉 順一 (T.CHERISH)
組 織 委 員	中 田 祐二 (T.CHERISH)		

第6条 競技役員

競 技 長	田 口 盛一郎 (T.CHERISH)	副 競 技 長	坂 下 勝 (T.CHERISH)
コ ー ス 委 員 長	坂 下 勝 (T.CHERISH)	計 時 委 員 長	小 野 守 (T.CHERISH)
技 術 委 員 長	田 口 盛一郎 (T.CHERISH)	救 急 委 員 長	藤 井 薫 (T.CHERISH)
医 師 団 長	田 口 昭 彦	事 務 局 長	廣 田 幸 子 (T.CHERISH)

第7条 開催日程および競技開催場所

2006年10月28日(土)～29日(日) 岡山県内 約250km

第8条 試走の禁止

生活環境の保護および道路の破損を防止するため、新見市内の練習走行および下見等の一切を禁止する。
競技役員および住民により発見、通報があった場合、参加または出走を拒否する。

第9条 集合場所

岡山県新見市神郷町高瀬3188-1 グリーンミュージアム神郷 TEL: 0867-93-5106

第10条 競技内容およびラリースケジュール

- ① ラリー競技開催規定(付則:スペシャルステージラリー開催規定)によるスペシャルステージラリー
- ② 総走行距離 250km スペシャルステージ総距離 30km(全て舗装)
- ③ ラリースケジュール
 - 10月 2日(月) 10:00 参加申込の受付開始
 - 10月22日(日) 18:00 参加申込の受付締切

10月28日(土)

8:00～	8:20	レキ受付
8:30～	8:40	レキブリーフィング
8:45～	14:00	レキ
14:20～	15:30	参加確認
14:30～	15:45	公式車両検査
15:45～		第1回審査委員会
16:25		スタートリストの公示
16:30～	17:00	ドライバーズブリーフィング

10月29日(日)

6:01	ラリー スタート (1号車)
14:11	ラリーフィニッシュ (1号車・予定)
15:30	暫定結果の公示
16:00	表彰式

第11条 参加資格

- ① 1台の車両に乗車する定員は2名で、ドライバーおよびコ・ドライバー(以下、クルー)は、本競技会の参加申込締切時点において参加車両を運転するのに有効な自動車運転免許証およびJAF発行の2006年JAF競技運転者許可証国内B以上を所持しているなければならない。

- ② 参加者は、参加申込締切時点において有効な2006年JAF競技参加者許可証を所持していなければならない。ただし、2006年JAF競技運転者許可証所持者は国内参加者を兼ねることができる。
- ③ 参加者がドライバーと異なる場合は、競技中の参加者の責任、及び義務に関して、ドライバーがその責任を負うものとする。
- ④ クラス区分は以下の通り
 - A および FA クラス：1, 400cc 以下の車両
 - B および FB クラス：1, 400cc を越え3, 000cc 以下の車両
 - C および FC クラス：3, 000cc を越える車両
 (過給器係数1.7による換算後の排気量による。F*はフレッシュマンクラスとする。)

第 12 条 参加車両と安全装備

- 参加車両は、2006年度JAF国内競技車両規則第2編（ラリー車両規定）に従ったRN/RJ車両及び2002年12月31日以前に初年度登録され、かつ2002年JAF国内競技車両規則第3編ラリー車両規定に従って製作された車両（RB車両）で、JMRCA・四国ラリーシリーズ車両規則に従った車両とし、次の条件を満たさなければならない。
- ① 正規の自動車登録番号標が交付されており、自動車検査証、及び自動車損害賠償責任保険証、さらに本ラリー競技会に有効な対人保険を有していること。
 - ② 各車両規定に定められている仕様の消火器、非常用三角停止表示板2枚、非常用信号灯、赤色灯、けん引用ロープ、救急用品およびA4サイズで表面に緑字で「OK」裏面に赤文字で「SOS」が記入されたもの2枚を搭載すること。
 - ③ 2006年JAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要項」に従つた乗員分のシートベルトを備えること。
 - ④ 4点式以上のロールケージが装着されていること。
 - ⑤ タイヤは、Sタイヤを除くラジアルタイヤおよびラリータイヤ（マッド&スノー）とする。
- また安全装備として、ラリー競技開催規定付則・スペシャルステージラリー開催規定第30条に従ったヘルメットおよびレーシングスツを着用していること。

第 13 条 参加申込

所定の申込書、誓約書に必要事項をもれなく記載、署名、捺印し、参加料とオーガナイザーが指定する本競技会に有効な競技用保険の申込書（参加者にて加入の場合は本競技会に有効な競技用保険証券の写し）を添えて、下記へ申し込むこと。

受付期間 2006年10月2日（月）～10月22日（日）（必着）

申込先 〒710-0145 岡山県倉敷市福江533-6 チェリッシュモータースポーツクラブ
TEL: 086-485-1866 (10:00~19:30) FAX: 086-485-1867 Email: msc@cherish.co.jp

参加料 競技車両 1台 42,000円

1. JMRCA共済加入者は、参加料をクルー1名につき1,000円を差し引く（差引き後の参加料を納入すること）。この場合、共済加入証もしくは共済加入を証明する書類（領収証等）をオーガナイザーに提示（またはその写しを提出）することにより認められる。
2. 参加受理を拒否した場合は、事務諸経費1,000円を差し引いた参加料を返還する。
3. 正式参加受理（受付期間終了日）後の参加料は返還しない。
4. 正式参加受理（受付期間終了日）後のクルーの変更は認められない。ただし、コ・ドライバーについては、参加者から理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
5. 車両については、参加者から理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合は変更が認められるが、参加クラスの変更を伴う車両変更は認められない。

第 14 条 レキ

- ① レキ参加者は、当日レキ受付にてレキ参加料を納入すること。
レキ参加料 車両 1台 5,000円
- ② レキに参加する場合はレキ受付にて配布するレキスケジュールに従つて行うこと。レキスケジュールに定められた時間外の一切の走行を禁止する。
- ③ レキ参加車両の乗車定員にかかわらず、乗員は2名までとする。
- ④ 指示された方向に従つて走行すること。逆走を禁止する。
- ⑤ レキの間、各クルーは交通法規を遵守しなければならず、さらに規則や公式通知で通知されるオーガナイザーのいかなる指示にも従わなければならない。
- ⑥ タイムトライアルを予定する区間での30km/h以上での走行を禁止する。

第 15 条 ゼッケンおよび広告

- ① ゼッケンは大会事務局で決定し、当日受付にて交付される。ゼッケン順に対する参加者の抗議は一切受け付けない。
- ② ゼッケンおよび広告は指定された位置にスポンサー名等を隠さず貼付すること。

第 16 条 参加者およびクルーの遵守事項

- ① 競技中は道路交通法の遵守を最優先とし、一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさないこと。
- ② 他車に追従する場合および対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、迷惑を生じさせないよう留意すること。

- ③ 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は、安全かつ速やかに進路を譲ること。
- ④ クルーは指示された行程（サービスパークを含む）を正確に維持しなければならない。特に、ロードセクションにおいてロードブックに記載されたルートから逸脱して走行してはならない。なお何らかの原因でオーガナイザーが迂回を指示した場合はその迂回ルートに従うこと。
- ⑤ 競技から離脱した場合は、直ちに最寄りの競技役員にリタイア届けを提出すること。提出が不可能な場合は、電話等の手段で本競技会事務局に連絡すること。
- ⑥ 失格またはリタイアとなった場合は、直ちにゼッケン、ラリー競技会之証および他の競技関係添付物を取り除くこと。
- ⑦ 安全ベルトは必ず装着し、スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。
- ⑧ スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウインドウを閉じて走行すること。
- ⑨ オーガナイザーが指定した給油所以外で給油することは認められない。また給油中はエンジンを停止するとともに、乗員は車外で待機するか、車内で待機する場合は安全ベルトを外し、ドアを開けておくことが望ましい。

第 17 条 車両検査

- ① すべての競技車両は、定められた時刻に車両検査を受けなければならない。
- ② 車両検査は、本特別規則第12条と保安安全面について行い、不適当と判定した箇所について修正を命ずることができる。
- ③ オーガナイザーは競技会期間中、任意に車両の追加検査または追加確認を行うことができる。参加者は競技会期間中、常に各自の車両の適合性について責任を持つものとする。
- ④ 各クルーは、競技の最終コントロール通過後直ちに競技車両をパレクフェルメに進入させ、下記の確認を受けること。
 1. 出走前に車検を受けた車両と同一であること。
 2. 罰則の対象となる要因の有無。
 3. マーキング・封印等を実施した場合は、それらが保持されているかどうか。
- ⑤ 再車検において、技術委員が要求する車両各部の分解、及び検査終了後の組立は、全て参加者の用意する人員、工具、部品、ならびに費用をもって行うものとする。

第 18 条 サービス（整備作業）

- ① 競技中はオーガナイザーが指定したサービスパークでのみ行うことができる。ただし、外部からの援助を受けることなく、クルー自らが車載の道具類のみを使用して作業を行う場合はこの限りではない。（コントロールエリアおよびパレクフェルメは除く）
- ② 参加車両に対して適用される整備作業の範囲は、以下の通りである。
 - (1) タイヤ交換 (2) ランプ類のバーレブ交換 (3) 点火プラグ交換 (4) Vベルト交換 (5) 各部点検増締め
 1. 上記以外の整備は、競技会技術委員長の許可を得て行うことができる。

第 19 条 スタート

- ① 各競技車両のスタートは、原則として1分間隔で行う。

第 20 条 抗議

- ① 参加者が不適に処遇されていると判断したときは、これに対して抗議する権利をもつ。
- ② 抗議は抗議の趣旨および理由を具体的に示す文書に署名の上、「自動車競技に関する申請・登録等手数料」規定第17条に規定された抗議料20,300円を添えて本競技会競技長に提出しなければならない。抗議が正当と裁定された場合、抗議料は返却される。
- ③ 競技内容に関する抗議は、クルーのラリーフィニッシュ到着後30分以内に提出しなければならない。
- ④ 技術委員または車両検査委員の決定に対する抗議は、決定直後に抗議提出の意志表示を行い、30分以内に正式書面を提出しなければならない。
- ⑤ 競技の成績に関する抗議は暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。
- ⑥ 審査委員会の裁定結果は口頭で当事者に通告される。

第 21 条 損害の補償

- ① 参加者は参加車両及びその付属品が破損した場合、ならびに第三者に損害を与えた場合、その責任を自己が追わなければならない。参加者はJAF・JMRC・オーガナイザー・後援団体・道路管理者・施設管理者ならびに大会役員が一切の損害事故の責任を免除されていることを了承しなければならない。すなわち大会役員はその役務に最善を尽くすことはもちろんあるが、参加者の負傷・死亡・その他車両の損害賠償などに対してJAF・オーガナイザー・後援団体・道路管理者・施設管理者ならびに大会役員は一切補償責任を負わない。

第 22 条 賞典

各クラス 1位～3位・JAFメダル、トロフィー、副賞 4位～6位・トロフィー、副賞
賞典は参加台数により変更する場合がある。

第 23 条 本特別規則の解釈

本特別規則及び競技に関する諸規則、公式通知の解釈について疑義が生じた場合は、審査委員会の決定を最終とする。

本特別規則は、本競技会に適用されるもので2006年9月15日より施行される。